

報告第7号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第5号	令和4年4月26日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和4年3月23日、養父市八鹿町八鹿538番地1で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 170,000円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [Redacted] [Redacted]

公用車の事故現場位置図及び写真



相手方車両の写真

